

山口市新商品等共同開発支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者等が、山口県央連携都市圏域（以下「圏域」という。）内の他の中小企業者等や農林漁業者、大学等の保有する経営資源又は研究資源を活用し、連携により新商品や新製品、新サービスの研究や開発、試作又は試行（以下「共同開発等」という。）を行うことに対して補助金を交付することを通じ、市内企業の経営革新を促進し、もって本市及び圏域全体の産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（火災共済協同組合、信用協同組合、商工組合及び商工組合連合会を除く。）

ウ 経済産業大臣により選定された地域未来牽引企業

エ その他市長が適当と認めるもの

(2) 山口県央連携都市圏域 山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市及び島根県津和野町の7市町をいう。

(3) 農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条に規定する農林漁業者をいう。

(4) 圏域内連携 中小企業者等が、圏域内に主たる事業所を有する中小企業者等又は農林漁業者と連携することをいう。

(5) 産学公連携 中小企業者等が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校、大学、高等専門学校並びに公設試験研究機関と連携することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に主たる事務所を有する中小企業者等

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めた者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 圏域内連携又は産学公連携により共同開発等を実施する事業

(2) 前号に掲げるもののほか、補助対象者の共同開発等に資すると市長が認めた事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する別表1に掲げる経費とする。

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額は予算の範囲以内とし、1件につき1,000千円を上限とする。

2 補助率は補助対象事業費の1/2以内とする。

3 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山口市新商品等共同開発支援補助金募集要項に従い、山口市新商品等共同開発支援補助対象事業認定申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(事業の目的、内容、連携先等を掲載したもの)

(2) 収支予算書(資金調達計画書)

(3) 登記事項証明書又はこれに代わるもの(個人事業者の場合は、開業届出書の写し)

(4) 直近の事業年度分の決算書又はこれに代わるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審議会の設置)

第8条 市長は、申請された事業について評価を行うため、山口市新商品等共同開発支援補助金交付審議会(以下「審議会」という。)を置く。審議会の組織、運営その他の必要な事項は、市長が別に定める。

(補助対象事業の認定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、前条に規定する審議会を開催する。審議会の評価結果に基づき、認定する補助対象事業(以下「認定事業」という。)には山口市新商品等共同開発支援補助対象事業認定通知書(別記様式第2号)(以下「認定通知書」という。)により通知し、却下する補助対象事業には山口市新商品等共同開発支援補助対象事業認定却下通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助対象事業を認定する場合において、必要と認められる条件を付すことができる。

(補助金の交付申請)

第10条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第9条第1項に規定する認定通知書を受領した後、すみやかに山口市新商品等共同開発支援補助金交付申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、決定事項及び交付金額を山口市新商品等共同開発支援補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により、また適当でないとき、山口市新商品等共同開発支援補助金不交付決定通知書(別記様式第6号)によりそれぞれ通知する。

(実績報告)

第12条 認定事業者は、認定事業の完了後すみやかに、認定事業の成果を記載した山口

市新商品等共同開発支援補助金実績報告書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 認定事業の経過並びに成果を証する書類及び写真等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、交付すべき補助金の額を確定し山口市新商品等共同開発支援補助金交付確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

- 2 前項の交付すべき補助金の額は、補助金の額の実績額と交付決定額のいずれか少ない額とする。
（補助金の請求等）

第14条 認定事業者は、前条に規定する補助金交付確定通知書を受領した後、30日以内にその写しを添えて、山口市新商品等共同開発支援補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 認定事業者は、第11条の規定による交付決定を受けた後、補助金の交付を概算払いで受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、山口市新商品等共同開発支援補助金概算払申請書（別記様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 山口市新商品等共同開発支援補助金概算払請求書（別記様式第11号）
 - (2) 契約書、請書、請求書、見積書等、支払先及び金額を証する書類
 - (3) 概算払の対象となる経費及び事業の進捗状況を記載した書類
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、認定事業の遂行上特に必要があると認めた場合、原則1回に限り、交付決定した補助金額の範囲内で概算払により交付することができる。

（財産の管理及び処分）

第15条 認定事業者は、認定事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「設備等」という。）のうち、1台につき50万円以上のものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、山口市新商品等共同開発支援補助金財産処分承認申請書（別記様式第12号）により、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をした認定事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。
- 3 認定事業者は、設備等について、認定事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（関係書類の整備）

第16条 認定事業者は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度の翌年

度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(認定の取り消し)

第17条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第18条 市長は、必要と認めるときは、次の各号に掲げることについて報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 認定事業の実績
- (2) 認定事業の収支、決算
- (3) 認定事業の内容
- (4) その他市長が必要と認めること

2 認定事業者は、事業終了後3年を経過するまで毎年認定事業の成果を山口市新商品等共同開発支援補助対象事業成果報告書(別記様式第13号)により市長に報告しなければならない。

(成果の公表)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業の成果について認定事業者に発表させることができる。

2 認定事業者は、前項の規定により成果の発表を求められた時は、これに応じなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和1年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

別表1（第5条関係）

区 分	内 容
報 償 費	専門家技術指導謝金等
旅 費	専門家技術指導旅費等
消 耗 品 費	消耗品の購入に要する経費
修 繕 料	機械装置等の修繕に要する経費
通 信 運 搬 費	郵便料、電信料、運搬料
広 告 料	宣伝広告に要する経費
委 託 料	研究開発等の委託に要する経費
使用料及び賃借料	機器使用料、施設等借上料、物品等借上料、ソフトウェア使用料等
原 材 料 費	原料又は材料の購入に要する経費
備 品 購 入 費	機械装置等の購入に要する経費
産業財産権導入費	(1)産業財産権の導入に要する経費 (2)研究開発に不可欠な特許、実用新案等（登録、出願され、存続しているもの）を他の事業者から譲渡または実施許諾を受けた場合の経費
そ の 他 経 費	上記以外で市長が必要と認める経費

※消費税及び地方消費税に相当する額を除く。